

○ 保険業法第二百六十五条の四十三第一号及び第二号の規定に基づく保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすること
 ができる金融機関を指定する件

(平成十年大蔵省告示第五百一号)

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p>附 則</p> <p>○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第二号の規定の適用については、同号中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p> | <p style="text-align: center;">(新設)</p> |